



年企発 1222 第 3 号
平成 23 年 12 月 22 日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

東日本大震災復興特別区域法の施行に伴う確定拠出年金法の事務処理について

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成 23 年政令第 409 号。以下「令」という。）及び厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 151 号。以下「規則」という。）の施行に伴う確定拠出年金法の特例関係の取扱いについては、平成 23 年 12 月 22 日年発 1222 第 1 号をもって年金局長から地方厚生（支）局長あて通知されたところであるが、その特例に係る取扱いの細部については、下記のとおりであるので、御了知のうえ、都道府県、市町村及び関係機関への周知方、格別の御配慮を願いたい。

記

第 1 脱退一時金の請求手続について

- 1 特例に係る脱退一時金の請求手続は、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）附則第 3 条第 1 項の脱退一時金の請求に必要な手続と同様とすること。
- 2 規則第 2 条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）第 70 条第 2 項第 2 号の「請求者の住居又は家財が東日本大震災により東日本大震災復興特別区域法施行令（平成 23 年政令第 409 号）第 5 条第 1 項で定める損害を受けたことを明らかにすることができる書類」には、次の書類が考えられること（これらの書類は写しでも差し支えないこと）。
 - (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付けを受けていたことを明らかにすることができる書類
 - (2) (1) の書類がない場合には、り災証明書をもって令第 5 条第 1 項で定める損害を受けたことを明らかにする書類として取り扱うこととして差し支えないこと。
- 3 規則第 2 条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法施行規則第 70 条

第2項第3号の「請求者が平成23年3月11日において企業型年金加入者であった者である場合にあっては、実施事業所が東日本大震災による被害を受けたため同日から平成25年3月10日までの間に当該実施事業所に使用されなくなったことを明らかにすることができる書類」には、次の(1)又は(2)のいずれかの書類が考えられること(これらの書類は写しでも差し支えないこと)。

なお、規則第2条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法施行規則第70条第2項第4号の書類についても、同様であること。

- (1) 雇用保険受給資格者証(離職理由が「11:解雇(1A)」又は「12:天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇(1B)」に該当する場合に限ること。)
 - (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第22条第1項の規定による退職事由証明書(退職の事由が東日本大震災による被害を受けたことである場合に限る。)
- 4 規則第2条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法施行規則第70条第2項第6号の「請求者が第2号被保険者でないことを明らかにすることができる書類」には、次の(1)から(3)のいずれかの書類が考えられること(これらの書類は写しでも差し支えないこと)。

(1) 雇用保険受給資格者証

(2) 健康保険法(大正11年法律第70号)又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者証(請求者が健康保険の被保険者である場合にあっては、当該者が被扶養者である場合に、請求者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、保険者が市町村又は特別区である場合に限ること。それ以外の場合にあっては、(1)又は(3)の書類も必要であること)。

(3) 日本年金機構が発行する被保険者記録照会回答票

- 5 規則第2条の規定により読み替えて適用する確定拠出年金法施行規則第70条第2項第7号の「請求者が東日本大震災復興特別区域法第34条の規定により読み替えて適用する場合における法附則第3条第1項の脱退一時金を厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則(平成23年厚生労働省令第151号)第1条で定める事業のために使用すると見込まれる者として東日本大震災復興特別区域法第34条の認定を受けた特定地方公共団体(同法第4条第1項に規定する特定地方公共団体をいう。)の長が認めた者であることを明らかにすることができる書類」とは、別紙又はこれに準ずる様式により特定地方公共団体の長が証した書類であること(書類は写しでも差し支えないこと)。

第2 その他の事項

- 1 規則第1条の「請求者の生活の再建又は安定向上に資する地域振興事業」とは、脱退一時金を職場復帰のための費用、住居改修のための費用その他請求者の生活再建等のために使用することが地域の振興につながるような事業をいうこと。
- 2 特例による企業型年金規約の変更は不要であること。